

雇児総発 1210 第 1 号
雇児母発 1210 第 1 号
平成 24 年 12 月 10 日

(社) 日本精神保健福祉士協会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長



母子保健課長



児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関わる行政機関と医療機関との連携につきましては、これまでも「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号、雇児母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）等を都道府県等に通知しており、医療機関の協力をお願いしているところです。

また、本年 7 月には、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）」において、児童相談所及び市区町村と医療機関との連携について提言がなされたことから、これを受け、『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により、都道府県等に対し、改めて児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の必要性を示しております。

この度、各地域においてこれらの取組が一層推進され、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び子どもや保護者の支援等が図られるよう、別添のとおり、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）を都道府県等の児童福祉・母子保健主管部（局）長あて通知いたしました。

つきましては、貴団体内の会員の皆様にも周知いただき、児童虐待の防止等のために都道府県等の関係部署との連携強化にご協力いただきますようお願いいたします。